

地位協定をどうすればいいのか



日時 2018年8月12日(日) 13:30-16:00

会場 岩国市福祉会館

講師 桑原 清 瀬戸内ネット共同代表

河井 今日は暑い中をお越し頂いてありがとうございました。このテーマは非常に焦眉の課題なので、頑張りましょう。

日米地位協定というのは、去年から全国知事会と渉外知事会が重要な課題として取り上げて、国に申し入れをしています。地位協定はこのままではいけないから、改定しなければいけないということで国に交渉して、今年

も7月終わり頃に申し入れをしました。事の重要性は少なくとも知事の世界では理解されているということがよくわかりました。とくに、全国知事会は、全会一致で地位協定の改定を含めて、要望書を採択したということがありますので、それだけの重みがあると思います。

今日は桑原さんをお願いして、地位協定をどうしたらいいのか、どこがポイントになるのかについて、お考えを話していただきます。多分これは改定しなきゃいけないという方向になると思いますが、どこをどういう風に変えていったらいいのか、ということについて、政治家とか政治学者とか、そういう専門家でない、地位協定および基地によって、いわば被害を受けている市民の立場から、何とか変えてほしいという発言をしていく必要があると思います。

まず桑原さんから重要な論点について話して頂いて、時間の許す限りで、改定しなきゃいけない問題点を一つ一つ取り上げて、その答をはっきり示すという努力を、みんなでやっていきたいと思います。ご協力願います。

桑原 お配りした資料には、まずいままでの「(通称)日米地位協定 全文」というのがあります。それから「日米地位協定改正への提言(素案)」これは地位協定のここをこういうふうに直したらいいのではないか、という案文です。それと、「配布資料 日米地位協定をどうすればいいのか」というのがあります。昨年の8月26日、地位協定の話を見せてもらった時の記録の要点です。

まず、この前どういうお話をしたかということをおさらいしたいと思います。

前回の時にお話しをして、いろんな意見を出して頂いたときの記録を整理してみますと、
1. 日米地位協定は1959年の日米行政協定の名前が変わっただけである。全国どこでも基地化できる。

米軍基地は日本の法律に拘束されない。日本は受けざるをえない。やはり日米地位協定は改定すべきである。

2. 岩国基地は計画的に縮小することを明記すべきだ。
3. 愛宕山スポーツ施設はあたりまえには利用できないということを認識すべきだ。
4. 「いずれか一方の要請があるときは」「日本国に返還」とあるが（2条2）、「返さない」といえばずっと返さないですむ。愛宕山はアメリカのものになる。
5. 戦勝国と敗戦国の関係に、どこかで区切りをつけてもらいたい。
6. 地位協定で飛行コースを限定できれば、基地状況も改善される。
7. 基地区域外でおこった事故は、日本の警察の指示にしたがう、と明記すべきだ。
8. 爆音訴訟の損害賠償はすべて日本政府が支払っている。損害を与えた者が払うべきだ。
9. 学者や政治家でない、基地災害の被害を受ける住民の立場から、地位協定の改定を考える必要がある。

こういう意見が前の勉強会の時に出てきました。

次に、今回私が提案したい、改定したいと考えることを書きました。

1. 「日米地位協定」は改定すべきである。ドイツ、イタリアや韓国においても、日本みたいに言われっ放し、やられっ放しの敗戦当時の状況とは違って、やはり進んできているわけですね。（協定第 27 条）。
2. 在日米軍の活動は日本で行動するときには「日本国憲法」に従ってやっていただきたい。その辺の問題を後で考えてみたいと思います。
3. 在日米軍は日本の環境基準を守らなければならない。（第 3 条関係。涉外知事会 15 項目）。涉外知事会、全国知事会で問題になっておりますように、今環境の問題が取り上げられるようになりました。
4. 米軍機の飛行高度は、居住地、学校等から 6500 フィート以下となつてはならない。基地区域への出入りがこの高度以下となる基地では、飛行コースを変更しなければならない（第 3 条関係）。

米軍機の飛行高度は住民居住地、学校等から 6,500 フィート（1,950m）以下となつてはならない。

5. 22:00～6:00 の飛行は禁止する（第 3 条関係）。今岩国の場合は 23 時～6 時半の間は飛行しないように、となつていると思う。改定案では、22 時から 6 時まで飛行禁止として貰いたい、と書いてあるが、今は 6 時半だから 6 時半までということでもいいと思う。
6. 日本国での滞在が 1 年を超える者は、旅券・ビザを取得し、居住登録をしなければならない（第 9 条）。これまでは、日本に入ってきている人間は何人と言っていましたけれど、それすら言わなくなりましたよね。自治会の中では数字がはっきりしてるといっているにもかかわらず、それがなくなっているんですね。岩国市が国に提出した「安心安全対策 43 項目」の第六番目に「基地外居住者の届け出制度を創設し、居所の明確化を行うこと」というのがある。「基地との共存」ということだが、名前もわからないのに、どうやって仲良くするのかと、山中部長に相当しつこく言ったのですけれど。米軍や家族が日本人と仲良くしようというなら、仲良くやるべきじゃないかという事を部長にいつておきました。

7. 基地区域外で米軍関係者が日本人に被害をもたらす事件、事故が発生したときは、日本警察の管理下で拘束、捜査する（第 17 条）。これは業務上であっても何であってもやってもらいたい。
8. 基地を設置する自治体は、基地への自由立ち入りを許可される（第 3 条）。これはドイツ、イタリアでももうやっていますね。ということは日本でも申し入れてやるべきだということです。
9. 米軍の滞在経費は全額を日米折半とする。日本国はそれ以外の財政負担を負うことはない（第 24 条）。要するにいわゆるを思いやり予算だとか。いまトランプは、アメリカ軍の駐留経費を全額払えと言っておりますね。1 兆 2000 億ぐらいになるのを全部払えと言ってますね。こんな馬鹿みみたいな話が出ているので、そのへんをきちんと提言したらどうかと思ってこういうこと書いてみました。

前文

それでは、地位協定の改定の提言に入りたいと思います。

前文：日本国及びアメリカ合衆国は、1960 年 1 月 19 日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に従い、次に掲げる条項の協定を締結した。条文のなかで何か問題になるところがありますか。

河井 「協定」という場合、一方が強くて一方が弱いという上下の関係ではなくて、対等に話をまとめるということではなければいけない。そういう意味での日本とアメリカの対等の関係というものがほとんどない。それは、昨日まで占領下であったあとで、安保条約と行政協定がむすばれて、それで対等にやりましょう、という協定にしたわけで、実際は対等で話し合いができる状況ではなかった。その関係がいままでずっとつづいてきた。

この「地位」というのは、米軍の日本における地位のことで、できるだけ安全で、有利な地位を確保できるようにという目的で作られた協定です。

この協定で決められたとおりやったら、日本人がどのような被害をうけるかということとは全く問われていないわけで、米軍が不利益をうけないように、ということだけがここで規定されている。それがこの地位協定を締結したときの大前提であったということ、否定できない。そこからまずなおしていかなければならない。

桑原 だから前文は「日本国及びアメリカ合衆国は、対等の独立国としての関係においてこの協定を締結した。・・・安保条約第 6 条の規定にしたがい、次に掲げる条項の協定を締結した」ということでなければならぬ。

第 1 条

河井 第 1 条の「定義」でも、「協定」という概念の定義が行われていないですね。やはりここで「対等の関係で締結された協定」である、と定義しておくべきでしょう。

その関係で協定第 1 条の原文をみておきますと、(a) 合衆国軍隊の構成員、(b) 軍属、(c) 家族 と、それぞれ定義してある。定義というからには、一番最初にでてくる「協定」という概念の定義をしておかなければならない。

桑原 それでは(a),(b),(c)の次に(d)として「協定」の定義を加えなければいけないことになります。

藤川 これは一番最初に(a)としてあげるべきものだ。その他が(b)(c)(d)とくる。

坂本 やっぱり「協定」は第1条の1とし、その他を第1条の2の(a),(b),(c)とすべきでしょう。これは全然別物で、意味内容も違うと思います。



第2条【基地の提供と返還】

桑原 1. (a) 合衆国は、日米安保条約第6条の規定にもとづき、日本国民の自然、社会、文化的環境を侵害しないかぎりで、日本国内の基地の使用を許される。(アンダラインは新たに追加する条文)

河井 前泊さんが繰り返し書いているのが、この第2条によって、米軍は日本国中どこでも基地にすることができることになっている、ということです。日本人はこれじゃ困ります、「日本国民の自然、社会、文化的環境を侵害しないかぎり」という条件をつけることにしたのです。現在の地位協定では、こちらからは、岩国、「瀬戸内海の静かな環境」がこわれては困る、という条件がつけられないのです。「日本国民の自然、社会、文化的環境を侵害しないかぎりでは」だけでもまだ弱いかもしれない。

藤川 弱いかもしれないけれど、やはりお互いの権利をそれぞれ出すことが必要だ。そのことが現在の協定条文には書いてない。

坂本 この前、アメリカの弁護士さんが広島に来られた時に「アメリカでは市街地を米軍が飛ばないか」と聞いたら、「飛ぶ、本国でも。ただ会話ができないような騒音が、近所の人とお話ができないような騒音を振りまくような高度では飛びませんよ」と言うちゃった。訓練するなら砂漠ですよと、私もいろんな調査でそれは知っていたし、留学生からも聞いていた。何年か、留学生が来られたら必ず「あなたが最初に米軍機の音を聞いたのは何歳ですか」と聞くことにしているんですけど、そしたら「アメリカでは見たことがなくて、日本で初めて見ました」と何人かがいました。最後に広大の大学院生から「子供の頃に見たことがある。それは生まれた所が砂漠の側だったから。訓練に砂漠に向かうのを見た。ワシントンに移ってからは一度も見たことがない。テレビ映画ならありますよ」という回答があったんです。十何年か前ですけど。ワシントン州にいった時に、アメリカは国が大きいだけあってゴルフ場も大きいねと言ったら、通訳さんが「坂本さん、あれはゴルフ場ではなくて基地ですよ」とゆうちゃったんだけど。日本だったらすぐそこに滑走路が見えるけれど、芝生があって木が植えてあってゴルフ場にしか見えないんです。要するに、外からそこに基地がありますよというのが見えるような広さではない。ものすごい、要するに70デシベルの範囲はすべて基地です。その周りに住んでる人たちが騒音で悩まされるというような基地はないのです。それからすると、もっと厳しくしてやりたい気がするんだけど。これぐらいしておいたら無茶苦茶なことはやれない、と思う。

桑原 渉外知事会あたりでも環境問題に対する関心が強いよね。環境問題を言い出した

坂本 私らも宮島、宮島という。下の基地の立地条件というのも入るのですね。2条1のaの環境問題に。

河井 ちょっと違うから分離したんだけど、環境の中に入るのです。



伊達 「絶滅危惧種の動植物が棲息する。海域を埋め立ててはならない」とありますが、岩国基地も滑走路を埋め立てたとき、干潟を潰すことが問題であるということがいわれました。干潟は絶滅危惧種でないからいいのか、ということになる。瀬戸内海の場合はすべて埋め立て、埋め立てで来ていますし、瀬戸内海に限らず、埋め立てそのものが問題であると言われるようになっているので、ここはどうなのかなど。

坂本 魚の棲息状態もものすごく変わってるものね。阿多田の人たちに聞いたら、埋め立てするたびに太刀魚の泳ぐコースが変わる。太刀魚は海流に沿って泳ぐから、埋め立てするたびに海流が変わると、昨日ここで取れたのに、今日はそこで太刀魚が取れないということになる。

藤川 「自然環境の破壊を生ずるような埋め立てをしてはならない」。そういうふう書き直してはどうか。

坂本 自然環境が破壊されることによって生活が破壊される人も出てくる。

河井 ここは藤川提案にしたがうことにしましょう。

桑原 首都圏の空域がアメリカによって支配されているということがありました。

河井 私は茨城県に住んでいました。成田空港に近く、旅客機がうちの上を飛ぶのです。しかし高度が非常に高い。それは、離陸して一度太平洋の上に出て、回れ右して非常に高い高度に上り、それから私の家の上を飛んでいくので、爆音はほとんど気にならない。滑走路が海上に向かっているのだから、そういう飛び方になるのかと単純に思っていたのですが、実は空域の問題があったらしい。首都圏の上空はすべて米軍の管理下に入っていて、日本の航空機はそこは勝手に飛んではいけないというので、いちいち許可を取るのは面倒だから、一度海の上に出て、空域より高いところまで高度をあげて飛行することになっているということなのです。私たちはその恩恵をこうむったわけですね。しかし、首都圏の空が全部アメリカ軍の支配下にある、というのは異常なことです。

坂本 ここらもそうです。

河井 そのことは地位協定には書いてないでしょう。それについて地位協定で何か言う必要があるかという問題もある。

坂本 第2条1(a)のコメントに「米軍基地は自衛隊の管理のもとにおかれ、駐留する合衆国軍は日本法令を遵守しなければならない」と書いてあるが、これをいれると、9条2に自衛隊を入れたいと思っている安倍さんの思うツボじゃないですか。管理させようとしたら、それなりに権限が必要になるので、憲法に自衛隊を入れることになるじゃないですか。

「日本国政府の管理のもとに」というのならいいのですが。

河井 イタリアの例を考えて、こう書いてみたのだが、私もそれは気になる。厚木基地は自衛隊の管理下にあるが、それでも米軍の活動は規制できていない。あのひどい状態だ。

藤川 アンダラインの文章はあくまでも参考文献の資料だということで、これを直接に地位協定の条文に取り入れるという意味ではない。たとえば「イタリアでは、米軍はイタリア軍の管理のもとにおかれている」とかすれば、誤解を招くことはない。

3 調査結果（まとめ）

(3) イタリアの米軍基地は全てイタリア軍司令官の下に置かれており、米軍の訓練等の活動には事前にイタリア軍司令官の許可が必要となっている。また、米軍基地の航空管制はイタリア軍が行っている。各基地には州レベルでの地域委員会が設けられており、自治体からの要望は、委員会等を通じてイタリア軍司令官が対応している。また、飛行ルートの変更など、自治体からの要望は受け入れられている状況であった。

河井 たしかに他の文献からの関連情報というほうがいい。藤川さんから提案：

「イタリアではイタリア軍の司令官が米軍基地の管理者で、飛行経路や滑走路の使用時間、発着回数などの飛行計画をイタリア軍が管理することになっている」。これを日本でどう考えるかは別の問題です。

桑原 「第 2 条 2 日本国政府および合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取り決めを再検討しなければならない、また、前記の基地を日本国に返還すべきこと、または新たに基地を提供することを合意することができる。米軍機爆音に違法判決がでた基地とその周辺区域で、爆音発生源対策が実施できない場合は、基地を閉鎖・返還する」。

「爆音は違法」という判決が出たら、基地を閉鎖・返還するということだ。

河井 ほとんどすべての判決は「爆音には違法がある」と書いてある。そういう判決が出た場合は、基地は閉鎖・返還する、という条文をいれるということですよ。

日本国憲法 98 条「最高法規」の 1 に「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅、および国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない」とあり、憲法に反することはやってはいけない、そういう法律を作ってもいけない、と規定されている。これが地位協定に適用できれば、地位協定は憲法違反ということで、「違法判決のでた飛行」は差し止めとなるはずだ。ところが 98 条の 2 には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを遵守することを必要とする」と規定されている。憲法は最高法規であるけれども、条約は、どんな憲法違反の条約であっても、それを守らなければならない、ということのようです。日米安保も地位協定も、最高法規の憲法に違反するものであっても、日本国は守らねばならないことになるのです。だから前泊さんが「本当は憲法より大切な日米地位協定」といったのでしょう。もし地位協定のなかに「爆音は違法とする判決がでたら、基地を閉鎖・返還する」と規定しておけば、無条件に飛行停止、基地閉鎖ということになります。憲法 98 条 2 の規定のために、違法の飛行をやっても日本政府は手が出せない。

伊達 憲法は条約に従属するというのは仕方がないこと。主権国家には、ほかの条約、たとえば「世界人権宣言」とか「ILO 条約」とかいろいろありますけれど。ダブルスタンダードの問題ではないかと思う。

藤川 条文に 1 と 2 がある場合は、2 の方が強い。

坂本 あとの追記された方が強い。たとえば 3 に自衛隊が入ったら、自衛隊が有効になって 1 と 2 よりも 3 の方が有効になる。重要だから付け加えたということになる。

河井 一般法より特別法の方が強いと聞いたことがある。耳学問にすぎないけれど。

藤川 私は後から出る方がプライオリティが高くなるというふうに聞いた

桑原 砂川事件の時に一番で原告が勝ったにもかかわらず、最高裁の田中耕太郎が、一つの判決というか審判を下しました。あれで日本国憲法より地位協定のほうが上になった。飛行問題についてもいつまでもそれが生きてるんじゃないですか。米軍機は常にここらを違反飛行していますよね。日本の裁判所がどこまで飛行が違反であるのかということをやなかなか言わないじゃないか。自衛隊が違反した飛行は規制するけれど、米軍機が日本の数倍も数十倍も違反しているにもかかわらず、それに対して何の規制も受けない。何十年も何も規制を受けていない。このままずっと行くんですかね。

藤川 今の日米地位協定ならしょうがないですね。

桑原 それは時代とともに変わっていかなきやならんじゃないか。

河井 「第三者行為論」が出せないようなことを地位協定の中にはっきりと文言で書いておけば、あいまいな議論が出せなくなる。

桑原 田中耕太郎がそういう判断を下したのは、日本人の基本的な人権を無視していると思う。一番の問題に、国民を守らななきやいけないというのが、裁判所の役割ではないですか。日本人を守らないで、密約みたいなもんですよ。それが許されるのか。それが70年も続いた時代に、そんなものがまだ生きていたということが僕には理解できない。

これはもっと考えてもらうことにして、つぎに行きましょう。

河井 地位協定では、日本人の基本的な人権が全然取り上げられていない。

桑原 それが一番問題なんですよ。だから一番初めにいったように、日本に住むなら「日本国憲法」に従えというのです。

他国地位協定調査中間報告書 平成30年3月 沖縄県

ドイツでは、ボン補足協定第53条に派遣国軍隊の施設区域の使用に対してドイツ法令を適用することが明記されているほか、第45条に施設外演習や訓練に対して第46条に空域演習に対してそれぞれドイツ法令を適用することが明記されている。

イタリアでは、モデル実務取極第17条において、米軍の訓練行動などに対して、非軍事的事項及び軍事的事項に対するイタリア法規であって、特定分野について有効であるものについて順守義務が明記されている。

河井 それを何条に書くかです。在日米軍は日本の憲法、国内法に従わなければならない。こういう規定が日本の地位協定にはない。

桑原 日本は最高裁がそれを放棄した。

坂本 1条の1に入れたらどうですか。一番最初に来るべきことでしょうか。「なお、在日米軍は、日本の国内法に従うこと」というのを続けて書く。後の方ではなく。

河井 一応そうしておきましょうか。「在日米軍は日本の国内法に従うこと」。ドイツもイタリアも「国内法に従う」となっているようだ。

「爆音は違法」の判決が出たら、そこは飛行させないというのを規定するのは非常に難しいだろうということでしたが、ここはこのまま残しましょうか。

藤川 非常にありがたい文章ですね。

坂本 河井さんが書いた文章を見たら、安倍さんが喜びそうだ。「瀬戸内ネットには理解のある人がおるんじゃない」と。

桑原 僕は沖縄の人から聞いたんだけど、1970年に基地をみんな沖縄に集めたじゃないですか。今70%が沖縄にあるわけでしょう。はっきり言って沖縄を別扱いにした時代がありますね。沖縄は向こうだからやりやすいということで、日本政府も米軍もみんな向こうに持っていった節があるのではないかと。

藤川 沖縄返還は何年だったか。1972年か。

桑原 いろんな意味で基地の問題が進まない。日本人の関心の薄さだといわれてきました。岩国では基地そのものの面積は4%かしらないけれど、日本最大の、東洋一の基地になる、そういう言い方が今後できなくなるのではないかと。本当に真剣に考えていかないと、今からもっともっとオスプレイをはじめとして全国に基地が散らばっていくのではないかと。

中尾 日本の占領政策というのは終わったんですか。

桑原 日本は独立国家としてみとめられている。

河井 サンフランシスコ講和条約でみとめられた。

桑原 みとめられているにもかかわらず、占領政策の時代と変わらないことを米軍がやっているから、みんなが怒っているんで。



中尾 さっきからはなしてることはそこが違ってるんじゃないかと思う。占領されているのなら、岩国の愛宕山の問題でも、占領したらアメリカの自由ですから。それに反発しても、日本全国どこに基地を作ってもいいことになっているのなら、どうにもならんわね。韓国は地位協定を改定した。日本は改定していない。韓国は敗戦国じゃないです。戦勝国です。

坂本 第2条2の注記に「普天間基地のように」と書いてあるが、これははずしてもらいたい。「普天間のことしかいってないではないか」と言われる可能性もある。阿多田がものすごい騒音で、もうそこには住めない、引っ越したいと言っている人がいる。以前は、私たちが行くと、私たちと話すところ八分になるからといって積極的に近づいてくる人はいませんでした。ところがそういう人たちが、もうこのままで阿多田には住めないと言ってきた。大竹の議員さんたちが行かれた時にそういうことを言っていた。これでびっくりして会に入ったのですが、どの地域でもそういう事がある。さっき言ったように、アメリカのように70デシベルの範疇が基地になってるわけではないから、普天間だけが異常なのではなくて、どこだっているんな事がおきているんで・・・。

河井 わかりました。これは参考資料としてここに挙げてあるのであって、提言の文書からは全部消えます。

坂本 これが消えるのなら、ここにいない人に誤解を招くことはないと思いますが。

河井 地位協定は基地一般について規定してありますが、第2条2に追加する太字の所は、どこか特定の基地を閉鎖、返還することもできる、という意味です。たとえば岩国基地を廃止しようとか、普天間を全面返還するなどのように。もともと安保自体が、どちらの国も一方的に終了を申し出ることができることになっているのだから、特定基地を廃止することぐらい、日本から申し出ればできるのではないかと考えた。

日米安全保障条約 第10条 「いずれの条約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができる。その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する」

中尾 日本はアメリカに唯の一言も反論しない。全部言うたとおり。

河井 それから、たとえば普天間の場合、辺野古に持って行くのではなくて、ただ普天間を閉鎖返還する、ということもできるようになる。

中尾 それはないじゃろう。あれはアメリカにとって重要な基地じゃ。

藤川 それはハードルが高いですね。「アメリカの合意があれば」という文言を入れないと成立しない。

中尾 アメリカの言うことに頭を下げて、全く反論せんのかね。アメリカが言うた通り。

坂本 この問題は2条の2との関係ですか。「または新たに基地を提供することを合意することができる」とあるために、辺野古の問題が出たのだ。

河井 新しい基地を作らず「返還するだけ」というのがあってもいいじゃないか。

坂本 「新たな基地を提供する」というのを消して「返還するだけ」ということにしたいのでしょうか。

河井 「新たな基地を提供する。」というのもそのまま残して「返還するだけ」というのを付け加えるのです。第2条1(b)の追加文案に「アメリカの同意」ということを加えて「ただし、日本国政府は特定基地を閉鎖・変換することを要求することができる。その場合、アメリカ合衆国の同意を得て、1年以内に閉鎖・返還しなければならない」という文を追加する、というのでどうですか。

坂本 トランプさんが大統領の間は絶対返還はない。

桑原 日本はアメリカの言うなりにお金を出している。アメリカは外国に15万の兵隊をだしている。5万人しかいない日本が、50%をこえる費用をだしているでしょう。だいたい駐留費も5割出しているというが、75%ぐらい出している。トランプは1兆2000億出せとってきてるとも聞いています。アメリカにとってこんなに便利な国はないでしょう。1000兆以上の赤字を抱えている国が、そんなことでいいんですかね。

中尾 自民党一体何をやってるんだろうかと思う。

河井 (ここでプリント・ミス訂正) 第2条2はこれでいいですか。次に第2条3です。

桑原 「3 日米両国は国際平和の維持のために、米軍基地と在日米軍軍事力の縮小に努める。合衆国軍隊が使用する基地は、この協定の目的のために必要でなくなった時はいつでも日本国に返還しなければならない」。

河井 現在の地位協定には、「基地を小さくしていく」という事がどこにも規定してないです。

桑原 渉外知事会の要望には、縮小しようというのがありますね。

河井 そうなんです。縮小しようということをどこかではっきりと書いておかなければいけないので、これを入れたのです。



更に続いて、「合衆国軍隊が使用する基地は、この協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない」。まず縮小する。そしていらなくなったら返還する。そういう規定にしたらいいのではないかという案ですね。それではないと、廃止するか、存続するかという両極の議論になって、どちらもいきり立ってしまう。すこしずつ縮小して、基地を周囲からだんだんと締め上げていくということも必要ではないか。

基地対策に関する要望書（施策・制度・予算）平成30年7月 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称 渉外知事会）

重点要望 1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進（要望先：外務省・防衛省）

基地の存在は、地域の生活環境の整備・保全や産業振興に障害を与えるとともに、騒音、事件・事故、環境問題など、様々な問題の原因となっている。基地の整理、縮小及び早期返還は、地元住民や地方公共団体の長年にわたる切実な願いであり、在日米軍再編の日米合意や閣議決定にかかわらず、引続き、地元要望を尊重の上、積極的に整理、縮小及び早期返還を促進すること。

知事会がこういう要望書を出したということです。地位協定にこの文言を入れるかどうかということはありませんが、縮小の要望はすでに出している。

藤川 安保条約6条に「日本国の安全に寄与し、ならびに極東における国際の平和および安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍および海軍が日本国において基地を使用することを許される」とあるので、基地の縮小について規定するのなら、この安保6条に規定するしかないのではないか。

河井 地位協定の文言の改定にどのように繋がるかはわからないが、「基地縮小」という要望はすでに知事会が出しているので、地位協定に規定することもできるのではないか。

坂本 2条の関係だと「個々の施設及び区域（以下「基地」という）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」ということが要望書の中にある。2条、3条、4条、17条、18条、24条の関係で、15項目出されている。それと空域の騒音制限措置。

桑原 さっき渡した知事会の文書の中に入っている。

坂本 亡くなられた沖縄の知事さんの提案でできたものだから、全然中身がこれまでとちがいます。すごい遺産を残してくれたと思いますよ。

河井 藤川さんの意見は、米軍基地を縮小するということは、安保条約6条にかかわることなので、地位協定で基地縮小のことを規定するのは無理があるのではないかということでしたが、この点はまだ不勉強なので、この問題は、今日はここまでにしましょう。

第3条

桑原 第3条「合衆国は、基地内において、それらの設定、運営、警護、および管理の為必要なすべての措置をとることができる」

河井 イタリア、ドイツでは自治体の職員が基地の中に立ち入って調査することができる。日本はそれができない。



桑原 これは中国新聞の記事だが、基地の中で何やっているかわからん。よごしてもそのまま返す。基地を返還するとしても、このまま返したら問題があるとよく言われている。

河井 「環境補足協定」のなかでも、環境問題があるときは、日本の自治体が立ち入って調査することができる、というのがあったと思う。

日米地位協定の環境補足協定 外交防衛委員会調査室 横山絢子

(2) 立入りに関する日米合同委員会合意 「環境に関する協力について」は、環境補足協定第4条に規定する2つの場合における、日本の当局(国・自治体)の施設・区域への適切な立入りに係る手続を定めている。ア 環境事故立入り
1997年合意に基づき、米国側から日本側への環境事故発生の通報があった場合、日本の当局は、米国側に対し、漏出への対処に当たる米軍の措置について、現地視察を申請することができる。米国側は、日本側の申請に対して全ての妥当な考慮を払うとともに、申請を認めることが米軍の運用を妨げるか、部隊防護を危うくするか、又は施設・区域の運営を妨げるか否かについて考慮し、実行可能な限り速やかに回答する。

ここでいう第1行目の調査「米軍は基地利用について日本国諸機関の立ち入り調査を拒否することはできない」は、環境問題のみに限定せず、すべての問題について、日本の諸機関が立ち入り調査することを認めるという趣旨です。

二行目「基地は自衛隊の管理下におき、自衛隊は在日米軍と共同利用することができる」という文案は、米軍基地を日本の管理下に置くという意味だが、「自衛隊」と書いてしまうとやぶへびになって、自衛隊の合憲性を認めることになる。憲法問題にかかわってくる。

藤川 すべての米軍基地に自衛隊が入ることになる。

阪本 軍隊として認めることになり、憲法9条の3項に入ってくるおそれがある。

伊達 自衛隊と米軍が一体化している部分がある。独立国になっても、軍事組織があつていいのか、という問題がある。

阪本 広島湾で自衛隊と米軍が共同訓練している。

藤川 あえてここに書き込むことはない。

阪本 エリア567という訓練区域は、年間の7割は米軍が使っている。7割と言えば、毎週1日とんでないぐらいだ。自衛隊と共同利用できるということになれば、馬毛島に自衛隊基地ができれば、米軍もあそこで着艦訓練することができるよ、ということになる。共同利用ということになれば。

河井 この1行は問題がある。いま何も規定されていない自衛隊のことをわざわざ書き込むことをしないで、削除したほうが良いという意見だが、これを残しておきたいという意見はありますか。私も削除したほうが良いと思う。

桑原 (ドイツ、イタリアなど)他国においてはたしかにその国の管理下において運営されている。

河井 意見がでないようだから、今日はこの1行は保留することにしましょう。

次の「日本国内での米軍事故や犯罪については、日本警察の優先捜査権を認める」。ここで警察と書くことには異論があるかもしれない。誰が捜査するのか、という問題だが。

藤川 「日本の捜査権」とすればいいのではないか。

河井 「日本の優先捜査権を認める」ということで、この1行を追加することにする。

「第3条3 合衆国軍隊が使用している基地における作業は、公共の安全に妥当な考慮をはらっておこなわなければならない」。作業には工事ばかりだけでなく、訓練も含まれるわけです。そのあとに「米軍の活動が周辺自治体の公共の安全を損傷してはならない」。基地のなかだけでなく、周辺自治体へも影響をおよぼす。「公共の安全」というのは分かったような、わからないような言葉なので、ここに「住民の安全」と書くこともできる。

藤川 姫小島の弾薬処理にあてはまるかもしれない。

阪本 廿日市でも、大竹市との境では家がゆれるという。真正面に見えるからね。

河井 この文言で問題ありませんか。このまま残すことにしましょう。



第3条 a 環境基準、飛行協定

河井 これは涉外知事会も、最初の民主党の見直し案からはじまって、弁護士案があったかもしれない。環境基準の規定が全くない、ということで識者の一致する意見だろうと思うので、どういう書き方がいかわからないが、第3条 a、として環境基準、飛行協定という項目を入れたいということです。

第3条 a 在日米軍及び、その構成員は日本の「環境基準」を守らなければならない。基地周辺住民の生活環境を守るために、米軍は軍用機の飛行コース、飛行速度、飛行高度、時間帯、騒音度について、基地設置自治体の指示を尊重しなければならない。自治体があればだめですと言ったら、それを尊重しなければならない、という趣旨です。

阪本 基地設置自治体といえば、ここでは岩国ですね。自分のところがうるさくなくても、廿日市市がうるさかったら、岩国市長は言ってくれますかね。

河井 県もそうです。山口県も自治体です。

阪本 山口県は基地から迷惑を受けていないから、あれほどあてにならない知事はありません。

河井 沖縄とえらい違うところですよ。設置自治体と限定しない方がいいか。

阪本 「設置自治体、および基地周辺自治体」とすればいい。

河井 「指示」という言葉でいいですか。「要望」かね。この段階では「指示」は残しましょう。「環境基準」というのがよくわからなくて、「国防省日本環境管理基準」(在日米軍司令部発行 2016.4)の目次だけコピーしたのですが、この中に何が規定されているかがわかります。第1章概要、第2章大気排出物、第3章飲料水、第4章排水、第5章有害物質、第6章有害廃棄物、第7章廃棄物、第8章医療廃棄物管理、第9章石油・油脂・潤滑油、第11章農薬、第12章歴史的・文化的遺産、第13章天然資源と絶滅危惧種、第14章勝ポリ塩化ビフェニール、第15章アスベスト、第17章鉛系塗料、第18章流出防止及び対応計画、第19章地下貯蔵タンクとなっています。「環境管理基準」はこういうものについての基準を示しているものです。この中には「騒音」「爆音」はありません。(新幹線の騒音訴訟は環境基準とは関係なかったのか)。この規定だけだったら、爆音は全然規制の対象にならない。そういうことで、ここに書いてあるように「基地周辺住民の生活環境を守るために、米軍は軍用機の飛行コース、飛行速度、飛行高度、時間帯、騒音等について、

基地設置自治体の指示を尊重しなければならない」という、生活環境を守るための条項を追加しました。

「環境基本法」 第 16 条 ①政府は、大気汚染、水質汚染、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

「騒音に係る環境基準について」 環境省告示 平成 24 年 3 月 30 日

AA	昼間	50 デシベル	夜間	40 デシベル
A 及び B		55 デシベル		45 デシベル
C		60 デシベル		50 デシベル

AA 療養施設・福祉施設 A 専ら住居 B 主として住居 C 住居・商業・工業地域
この環境基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

「岩国爆音訴訟・一審判決解説」

原告請求 「毎日午前 8 時から午後 8 時までの間、原告らの居住地に 60 デシベルを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない」（環境基準の C による）

「裁判所は・・・爆音が違法なものであることを明確に認めました」

「米軍機に関する差し止め請求は、国に対してその支配の及ばない第三者の行為の差し止めを請求するものであるから理由がない」

坂本 今の「周辺自治体」というのを付け加えてもらったらそれでいいと思います。

桑原 渉外知事会の要望を見ますと「爆音」を「環境基準」の中に含めないで「騒音」は騒音で大きな要望を出している。

河井 「飛行協定」よりも「騒音」と書いた方がいいかもしれない。「基地周辺の住民の生活環境を守る」ということで、「爆音」と言った方がいいかもしれませんね。「設置自治体」に「周辺自治体」を付け加えます。

藤川 「飛行協定」でいい。

河井 次に 1. 日本国民の居住区域上空では、離発着訓練・飛行訓練をおこなわない。滑走路への軍用機等の出入の飛行の高度が日本国民の居住区域から 6500 フィート(1,950 メートル) 以下となる場合は、出入のコースを変更しなければならない。これはぜひ付け加えたい。築城基地では、滑走路を延長するということが問題になっています。周防灘、海の上に伸ばすということらしい。よくわからないんですが、滑走路は一方通行ではないかと思います。着陸するときは海上から滑走路入ってくる。離陸するときは、回れ右して海上へ離陸する。戦時中の海軍の岩国基地がこうだったのです。これではタッチアンドゴーはできない。こういう基地があるので、飛行コースを変更するということ是可以する。それはそのままタッチアンドゴーをやらないということにもつながります。もう 1 つ大事なことは、海兵隊岩国基地の「航空運用マニュアル」というのがあって、広島市、呉市、松山市、佐田岬では 6500 フィート(1950 メートル) 以下で飛行してはいけないと規定しているのです。岩国の場合は 4000 フィート(1200 メートル) ですか全然違うのです。これは広島のほうがはるかにいい。

坂本 ここには廿日市も大竹も入っていないんですよ。私たちはこちらを問題にしている。

河井 全国どこでも 6500 フィート以下で飛んではいけないとしなければいけない。

桑原 なぜ岩国が 4000 フィートでなければいけないのか、その説明はない。

坂本 これより高く飛行することにしたら、着陸できんからでしょう

河井 住宅のない海上から着陸するのなら問題ない。

坂本 いや、着陸するための距離とか考えたら、6500 フィート では、たぶん着陸は困難だと思いますよ。

河井 そういう場所に基地を作ることがいけないということでしょう。だから人間が住んでいるところでは 6500 フィート以下で飛んではいけないということを規定することは、非常に大事なことだと思う。これには二重の意味があります。裁定飛行高度を 4000 フィートから 6500 フィートまで高くしたということが一つ。それから飛行コースを変えるということ。コースを変えればできるということ。前に基地政策課で 4000 フィート以下の低空飛行で着陸してはいけないと言ったら、基地近くまで 4000 フィートで飛んでいって、滑走路に近くなって急にカクンと高度をさげることはできない、といったことがあります。飛行コースを変えれば、居住地上空を 4000 フィート以下で飛ぶことがないようにすることはできるはず。どうしてもコースを変えられないところはもう基地を作ってはいけない。

桑原 4000 フィートと 6500 フィートの差の問題がよくわからない。

岩国基地で 4000 フィートを飛行最低高度としたことについては、1976 年 10 月 23 日の「岩国日米協議会」におけるオペレーション部長の次のような説明の記録がある。

「市街地上空の飛行高度は今までは 2000 フィートであるが、4000 フィートにかえるように処置をとった。現在この命令書が各部隊にまわっているので、回覧がすんだら効力を発する。これは着陸パターンにはふくまれていない。着陸パターンのために市街地をとぶことはほとんどない」。この発言記録には、日米両者が署名した確認文書はないとのこと。

坂本 佐田岬がここに入っているのは、原発があるからでしょう。前にも墜落してひっくり返った事があった。そういうことの危険性を自分らもわかっているのでしょう。

桑原 ここまでで一応おわりとして、もうちょっと勉強をして、さらに続けてやればいいでしょう。

河井 それでは 2 と 3 をやっておきましょう。これは新しく追加する項目です。

「第 3 条 a の 2 砲撃・射撃訓練区域は、居住・通行地域から 100km 以上はなれていなければならない」。

伊達 これはわからないですよ。

河井 たしかに、100km と書きましたが、これは実はよくわからないので、ここは削除したほうがいいかもしれない。2 は削除します。

名護の小屋破損 数久田にある農園の小屋で 6 月に窓ガラスが割れ、銃弾が発見。県警が立ち入り調査。発射はシュワブ内射撃場の射撃訓練の流れ弾の可能性。米軍から実弾射撃訓練の予定が名護市に届けあり。けが人なし。(朝日 2018.8.25)

3 「騒音違法判決が出た区域の飛行コース、飛行時間帯は飛行差し止めとする。米軍機墜落事故が発生した空路では墜落の危険が除去されるまで飛行禁止する」。どこからどこまでを禁止とするかということは難しいのですが、事故が起こったのに、次の日から飛んでるといことが多い。それはいけないだろうということで、一定期間、飛行停止とする。

阪本 阿多田で事故が発生しても宮島の上は飛んでいいのかということになる。事故が発生した「空路」となっているが、「空路」でなく、その「機体自体」、「同じ機種」が飛んではいけない。どこでもその「機種」は飛んではいけない。

河井 それでは「空路」ではなくて「機種」とします。このことはこれまでも言ってききましたね。事故を起こしたオスプレイは飛んではいけないということを書いてきたけど認めず、次の日に飛行した。

それでは今日はここまでということにしましょう。

桑原 こういう文章をよみこなすことは難しいことだが、28条まであり、われわれには無理かと思われる文章もある。出来ないところはとぼして、出来るところは変える努力をすべきだろう。やりかけて2回目だけど、できればやってしまいたいと思います。「日米地位協定」については神奈川県も勉強会をやっているんですね。だからぜひ岩国のような地元で、日本最大の被害地域になりかねないですから、国も県もやってくれない。市も金をくれとはいうけれど、騒音対策は1年待てとか、いつているでしょう。それまで騒音被害



を受けている人はどうなるんだということだ。考えてないですよ。補償がでて出なくても、騒音が減らなければ何の意味もない。騒音を減らせるためのことを入れていかねばならない。オスプレイを入れたときも、岩国市にさえ連絡がなくて、日曜日に艦載機がかえってきましたよね。あれでも全く連絡がない。あんたらは方針を変えたのかといいましたよ。馬鹿にされているのどちがうかと言いましたけどね。何がど

こかで動いているのか、という気がしますが、それは追及していく必要があると思う。黙って受け入れてはいけないと思う。

発言

者 (50音順)

河井弘志 周防大島町

桑原 清 岩国市

坂本千尋 廿日市市

伊達 純 廿日市市

中尾久利 周防大島町

藤川俊雄 岩国市

参考文献

- 琉球新報社 地位協定取材班著：日米不平等の源流：検証「地位協定」 東京：高文研、2004
民主党の日米地位協定の見直し案（改訂）2005.8.3
社会民主党：日米地位協定改訂案（社民党案）の概要 2008.3.11（インターネット）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（改定案）民主党・社会民主党・国民新党 2008.3.27
日米地位協定の主要な問題点とドイツ・韓国との比較 2008.12.24 インターネット
朝井志歩：基地騒音 厚木基地騒音問題の解決策と環境的構成 東京 法政大学出版局 2009.8
前泊博盛：本当は憲法おり大切な日米地位協定入門 大阪 創元社 2013.3

日本弁護士連合会：「日米地位協定に関する意見書」2014.2.20
日本弁護士連合会：「日米地位協定の改定を求めて：日弁連からの提言」2014.10
津田利明：岩国基地と基地騒音被害 市民自らの政策を持とう！第20回個人演説会記録 2014.11.2.
田村順玄：市民生活をむしばむ「日米地位協定」の現実 市民自らの政策をもとう！ 第22回個人演説会
記録 2015.1.18
平岡秀夫：「リベラル日本」の創生 アベノポリシーへの警鐘 東京 ほんの木 2015.6
『中国新聞』「社説 在日米軍の事件事故 地位協定の改定求めよ」2015.9.5
松田一志：13項目の安心・安全対策要望とは 瀬戸内ネット学習会講演記録 2017.4.28
渉外知事会：渉外知事会による日米地位協定の改定15項目の要望 2017.8.2
桑原 清：；日米地位協定を語る 記録 2017.8.26
他国地位協定調査 中間報告書 沖縄県 2018.3（全国知事会研究会配布資料）
イラクニ地域と米軍基地 地位協定の壁①-⑤『中国新聞』2018.4.15-20
イラクニ地域と米軍基地 ドイツ・イタリアから①-⑩『中国新聞』2018.5.20-29
米軍基地負担に関する提言（案） 全国知事会 2018.7.27
日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び米軍基地負担の軽減に関する特別要望 渉外知事会
2018.7.30